船舶事故調査報告書

令和３年１１月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和３年３月３０日　１５時５３分ごろ
発生場所	愛媛県伊方町襖鼻北西方沖 襖鼻灯台から真方位３０７°４．８海里付近 （概位　北緯３３°３１．３′　東経１３２°１１．０′）
事故の概要	漁船藤丸は、東北東進中、また、漁船第３大作丸は、えい網しながら西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和３年４月１２日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　漁船　藤丸、４．９９トン ＥＨ３－５２４６１（漁船登録番号）、個人所有 Ｂ　漁船　第３大作丸、４．７トン ＥＨ３－５３６９６（漁船登録番号）、個人所有 第２８１－２０９５５号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　船首部たつに折損、バルバスバウに擦過傷 Ｂ　船首部に破損、かんざしに折損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西南西、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の初期
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、漁を終えて帰途に就く目的で、船長Ａが周囲を見たところ、他船を認めなかったので、約３ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により東北東進した。 船長Ａは後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら時折周囲を確認して航行を続けていたところ、衝撃を感じ船首方を確認すると、Ａ船の船首部とＢ船の船首部とが衝突していた。 船長Ａは、Ａ船のエンジン音でＢ船の汽笛が聞こえなかったのではないかと本事故後に思った。 Ａ船は、レーダーを備えていたが、本事故当時、レーダーを起動していなかった。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、約２kn の速力で、底引き網をえい網しながら西南西進中、船長Ｂが、Ａ船がＢ船に向かって来るのを認めた。 船長Ｂは、航行中の船舶がえい網中のＢ船を避けてくれるだろうと

	思い、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、Ａ船がＢ船を避けてくれる気配がなかったので、衝突の危険を感じて汽笛を鳴らしたものの、Ａ船と衝突した。
分析	Ａ船は、東北東進中、船長Ａが、周囲に他船はいないと思い、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたことから、前路でえい網中のＢ船に気付かず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、えい網しながら西南西進中、船長ＢがＡ船を認めたものの航行中の船舶がえい網中のＢ船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が東北東進中、Ｂ船がえい網しながら西南西進中、船長Ａが後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行を続け、また、船長ＢがＡ船を認めたものの航行中の船舶がえい網中のＢ船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航行中に漁獲物の選別作業を行わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、えい網中であっても他船が自船の動静を把握していない場合があるので、早めに衝突を避けるための動作をとること。